

国名
セネガル
在外公館名
在セネガル日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月6日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬を含め、医薬品を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、入国時に仏語で記載された医師の処方せんや診断書などの提示が必要。</p> <p>○ 医薬品によって持ち込める量が異なっているので、事前に確認が必要。</p> <p>（参考）  <a href="http://www.centif.sn/Loi_97_18_%20portant_codes_des_drogues.pdf">http://www.centif.sn/Loi_97_18_%20portant_codes_des_drogues.pdf</a>  （第64条に個人使用の治療薬の持ち込みに関する記載があり、また第2条には麻薬に関する単一条約1961、向精神薬に関する条約1971、および、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約1988に規定された薬物リストの記載がある。）</p>
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ
なし
参考情報